

名家連ニュース

平成 29 年 1 月 6 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 439 号



新年のご挨拶

名古屋市精神障害者家族会連合会会長 堀田 明

みなさん 新年あけましておめでとうございます。

昨年度は、JRなど交通運賃割引の適用を求める全国運動を展開してきました。この運動の広がりの中で、名古屋市交通局は精神障害者を対象とした全国共通の「市バス、地下鉄、あおなみ線、ガイドウェイバス」の運賃半額割引を実施しました。また、市内在住障害者の福祉特別乗車証（無料パス券）をICカード化して、更新期間を2年から5年に延長したことも大きな成果ではなかったでしょうか。

今年度もお互いに心身の健康に留意しながら「障害者間格差の是正」と「精神障害の特性に配慮した医療・福祉制度の拡充や就労環境の整備」「親亡き後問題」の課題に取り組んでいきましょう。



《障害年金ガイドライン解説》(その4) 日常能力の判定

— 「日常生活能力の判定」(4段階評価) —

医師向けの障害年金の診断書(精神の障害用)記載要領より

(2) 身の清潔保持 (名家連「家族のための障害年金受給マニュアル診断書編」)

◆留意点→単身で生活すれば、部屋や風呂やトイレの掃除、季節ごとの洋服の整理整頓、分別ごみの整理やゴミ出しや洗濯、また、時々布団干しなどの作業も必要となります。精神障害者が苦手な生活分野です。本人の身の清潔保持の現状は、総合的にどの項目に該当しているのかチェックしていきましょう。



(3) 金銭管理と買い物 (名家連「家族のための障害年金受給マニュアル診断書編」)

◆留意点→障害年金は、偶数月に本人の通帳に振込まれます。通帳が自分で管理できなければ「できない」に該当します。単身で生活するには、食事代、電話代や光熱費の支払いなどを収入の範囲内で計画的にお金のやりくりをしなければなりません。お金は使いすぎではいけません、全く使わないことも生活に支障をもたらします。限られた収入の範囲で必要なものは必要な分だけ計画的に買い揃えて生活していく必要があります。後先考えず、見境なく買い物をしたり、お金を使ったりする場合は「できない」に該当します。



(4) 通院と服薬 (名家連「家族のための障害年金受給マニュアル診断書編」)

◆留意点→通院に同行が必要な人、一人で通院していても家族が医師に病状を伝えなければならない人は、「自発的かつ適正に行うことができない」に該当します。薬も自分で管理し、決められた処方通りの服薬ができない場合も同様です。声かけが必要な人、声をかけても服薬や通院を中断してしまう場合は「できない」に該当します。